

## 和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、和歌山市が発注する物品の製造又は修理の請負、買入れ及び役務（建設工事に係る調査、測量、設計、監理等に関するものを除く。）の調達並びに和歌山市が行う不用品の売払いに係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者（以下「競争入札参加者」という。）に必要な資格及び入札参加資格審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加者の資格)

第2条 競争入札参加者に必要な資格は、次の各号のいずれにも該当しない者であることとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者
- (2) 次条の申請に係る事業を営む期間が継続して2年に満たない者
- (3) 和歌山市に対し納付すべき市税並びに消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税を完納していない者
- (4) 次条の申請に係る事業を業として行う上で必要とされる許認可等を受けていない者
- (5) その他市長が必要と認める資格を有しない者

(資格審査の申請)

第3条 和歌山市契約規則（平成15年規則第83号。以下「契約規則」という。）第21条1項の規定による申請は、入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）に別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

2 前項に規定する申請は、西暦年数が3で整除することができる年（以下「定期審査年」という。）に1回、相応の期間を定めて、行わせるものとする。ただし、当該期間を経過した後についても、必要性に応じ、相応の期間を定めて、行わせることができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、随時に行うことができるものとする。

4 契約規則第21条第2項に規定する競争入札参加有資格者名簿（第1条に規定する調達に係るものに限る。以下「資格者名簿」という。）に登録されている者は、定期審査年には、同条第1項の規定による申請を行い、市長の審査を受けなければならない。

(登録)

第4条 市長は、入札参加資格審査申請書及びその添付書類の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、当該申請をした者を資格者名簿に登録するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果について、第3条第1項に規定する申請をした者に通知するものとする。

(資格者名簿の有効期間)

第5条 資格者名簿の有効期間は、前条第2項の規定による通知をした日から定期審査年の9月30日までとする。

(登録の変更)

第6条 契約規則第21条第4項に規定する届出は、入札参加資格登録事項変更届出書（別記様式第2号）に別表第2に掲げる書類その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

(入札参加資格の取消し)

第7条 市長は、登録業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その資格を取

り消すことができる。

(1) 第2条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 不正な手段又は虚偽の申請により競争入札参加資格を得たと市長が認めたとき。

(3) 市長が入札参加資格を取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、競争入札参加有資格者名簿から当該者を抹消するものとする。

附 則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年1月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年5月16日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年5月18日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年5月17日から施行する。

課長	班長	担当者	整理番号

## 入札(見積)参加資格審査申請書

年 月 日

(宛先) 和歌山市長  
和歌山市公営企業管理者

貴市における競争入札参加有資格者名簿への登録を希望しますので、関係法令等を遵守の上、必要書類を添えて申請します。

また、閲覧用の名簿に住所、商号、代表者職氏名等を登録される等、和歌山市の競争入札参加有資格者名簿に登録されていることを公開されることを承諾します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないこと並びに次頁に掲げる誓約事項を誓約します。これらが事実と相違することが判明した場合には、競争入札参加有資格者名簿から削除され、又は入札(見積)から除外されても異議を申し立てません。

(1) 継続 ・ 新規		〒 (    —    )			
申 請 者	本店等所在地	〒 (    —    )			
	(フリガナ) 商号又は名称				実 印
	代表者役職名				
	代表者氏名				
	電話 番号	FAX 番号	電子 メール		
代理人への委任 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無  <b>※有の場合のみ、 (3)受任者欄に記入して ください。</b>	私は、私が競争入札参加有資格者名簿に登録されている期間に行う和歌山市又は和歌山市公営企業との取引に関し、次に掲げる事項について下記の者を私の代理人と定めます。 1 競争入札又は見積書の提出に関すること。 2 契約の締結、変更又は解除に関すること。 3 契約を履行すること。 4 復代理人の選任及び解任に関すること。 5 契約金の請求及び受領に関すること。 6 入札保証金及び契約保証金の納付、還付請求及び受領に関すること。				
(3) 受任者	営業所の所在地	〒 (    —    )			
	(フリガナ) 商号又は名称 及び営業所の名称				
	受任者役職名				受任者氏名
	電話 番号	FAX 番号	電子 メール		
(4) 使用印鑑	私は、和歌山市との取引に関する次の事項に当たり、右の印鑑を使用するので届け出ます。 <b><u>(委任無→代表者使用印 委任有→受任者使用印)</u></b> 1 競争入札又は見積書の作成 2 契約の締結、変更及び解除 3 契約金の請求及び受領 4 入札保証金及び契約保証金の納付、還付請求及び受領 5 復代理人の選任(届出者が受任者である場合に限る。)		 使用社印(届け出る場合に押印)		 使用印鑑(必ず押印)
	営業担当者 所属・氏名			記入担当者 氏名	

本店等が和歌山市外にあり、和歌山市内に営業所等を設置しているが受任の設定をしない場合はこちらに記入してください。  
 (和歌山市長に対して、「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済で、「和歌山市調達契約等に係る市内業者及び準市内業者の認定に関する要綱第3条」に掲げる認定要件を満たすものに限ります。)

(5) 和歌山市内の営業所等	名称					
	所在地					
	配属職員数	人	電話番号		担当者	

(6) 経営事項	営業開始	法人設立	営業年数		
	明・大・昭・平・令 年 月	明・大・昭・平・令 年 月	年 月		
	資本金額	従業員数	全体	人	
	百万円		受任営業所	人	
障害者雇用(全体のうち)			人		

(7) 提出調書	<input type="checkbox"/> ①物品調書	<input type="checkbox"/> ②印刷業者調書	<input type="checkbox"/> ③自動車販売業者調書	<input type="checkbox"/> ④自動車修理業者調書	<input type="checkbox"/> ⑤燃料販売業者調書	<input type="checkbox"/> ⑥工業薬品取扱業者調書
	<input type="checkbox"/> ⑦業務委託調書	①物品調書とともに提出してください。				

(8) 営業区分 (いずれか1つ選択すること)					
<input type="checkbox"/> 製造業、建設業 運輸業、その他の業種	<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 卸売業	<input type="checkbox"/> 小売業	<input type="checkbox"/> ゴム製品製造業	<input type="checkbox"/> ソフトウェア業又は 情報処理サービス業

(9) 和歌山市税課税状況	<input type="checkbox"/> 課税あり	該当する和歌山市税の税目全てにチェックして下さい。 <input type="checkbox"/> 市民税(個人事業主) <input type="checkbox"/> 法人市民税(法人) <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税
	<input type="checkbox"/> 課税なし	和歌山市の入札(見積)参加資格審査申請及び入札(見積)参加に伴い、和歌山市税課税(滞納含む)状況等を調査されることを承諾します。

**誓約事項**

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しない者であること。  
 ※特に、暴力団排除等については、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号に掲げる者又はこれに類する者をいう。)でないこと。事業経営に暴力団等が関与していないこと。またその業務において暴力団等と関係していないこと。
- 和歌山市契約規則(平成15年規則第83号)等の関係法令を遵守するとともに、和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準、和歌山市調達契約等に関する競争入札実施要綱その他和歌山市において定める諸規定に基づく和歌山市の指示に従うこと。また、契約を締結した際は、信義を重んじ、誠実を旨とし、契約を確実に履行すること。
- 申請事項に変更が生じた場合には直ちに変更届出書に必要な書類を添付し提出すること。
- 和歌山市が必要と認める時期に、和歌山市が指定する納税証明書を提出すること。
- 労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令を遵守し、和歌山市が当該法令に違反していると思慮する場合には関係官署への情報提供を行うことに同意すること。

入札（見積）参加資格登録事項変更届出書  
（物品調達・業務委託関係）

年 月 日

(宛先) 和歌山市長  
和歌山市公営企業管理者

住所（所在地） \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

届出者 代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 実印

Tel/Fax \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_

電子メール \_\_\_\_\_

先に登録を受けました入札（見積）参加資格の登録事項について、次のとおり変更がありましたので、関係書類を添えて届け出ます。  
なお、この変更届出書及びその添付書類に記載された事項について事実と相違ないこと及び誓約事項を誓約します。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

誓約事項

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。  
※特に、暴力団排除等については、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に掲げる者又はこれに類する者をいう。）でないこと。事業経営に暴力団等が関与していないこと。またその業務において暴力団等と関係していないこと。
- 和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）等の関係法令を遵守するとともに、和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準、和歌山市調達契約等に関する競争入札実施要綱その他和歌山市において定める諸規定に基づく和歌山市の指示に従うこと。また、契約を締結した際は、信義を重んじ、誠実を旨とし、契約を確実に履行すること。
- 申請事項に変更が生じた場合には直ちに変更届出書に必要な書類を添付し提出すること。
- 和歌山市が必要と認める時期に、和歌山市が指定する納税証明書を提出すること。
- 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令を遵守し、和歌山市が当該法令に違反していると思慮する場合には関係官署への情報提供を行うことに同意すること。

## 別表第1 (第3条関係)

## 入札（見積）参加資格審査申請に係る提出書類一覧表

番号	提出書類		備考	
1	入札（見積）参加資格審査申請書		○	
2	業務別調書		該当時提出	
	物品調書		該当時提出	
	業務委託調書		該当時提出	
	印刷業者調書		該当時提出	
	工業薬品取扱業者調書		該当時提出	
	燃料等販売業者調書		該当時提出	
	自動車販売業者調書		該当時提出	
3	代理店証明書（原本） 許可、認可、登録等証明書		該当時提出	
	印鑑証明書又は印鑑登録証明書（写し可）		○	
4	履歴事項全部証明書（写し可）		該当時提出	
6	財務諸表（2年分必要）	法人	貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	○
		個人	税務署へ提出した申告書、貸借対照表及び損益計算書の写し（受付印の押印のあるものに限る。）	○
7	納税証明書	法人	法人納税証明書（その3の3） 和歌山市税完納証明書（課税対象者に限る。）	○
		個人	個人事業者納税証明書（その3の2） 和歌山市税完納証明書（課税対象者に限る。）	○
8	役員等調書及び照会承諾書		○	
9	営業所実態調書		該当時提出	

